

市有地随時売払いの流れ

1 申請

受付場所：福井市上下水道局経営部経営管理課（上下水道局庁舎 3 階）

提出書類：持参にて提出してください。

○市有財産買受申込書

○住民票（個人）又は登記事項証明書（法人）（3 か月以内のもの）

○印鑑証明書（3 か月以内のもの）

2 審査

提出された申請書の内容を審査します。

売却決定の場合、決定通知書により連絡いたします。

（契約書 2 通と納入通知書も送付いたします）

3 契約締結、売買代金納付

決定通知書を受領した日から 5 日以内（土・日・祝祭日を除く）に売買契約を締結します。

土地売買契約書に貼る収入印紙は、買受者の負担となります。

(1)(2)のどちらかの方法で、市の指定する納付書により指定期日までに納付してください。

(1) 全額納付する

決定通知書受領 → 納入通知書にて全額納付【5 日以内】 → 売買契約締結

(2) 契約保証金（売買代金の 10 分の 1）納入後、残金を納入する

決定通知書受領 → 契約保証金を納付（286,100 円以上）【5 日以内】

→ 売買契約締結 → 残りの売買代金を納付（契約保証金は売買代金に充当）
【契約締結から 30 日以内】

4 所有権移転登記

売買代金が完納された後、市が所有権移転登記を行います。

登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。